

**沖縄市立室川小学校屋外運動場整備基本計画策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務概要

(1) 目的：室川小学校のグラウンドについては、水はけが悪く緑地化が進行するなど利用に支障となっていることや、都市計画道路（3・6・沖2号室川照屋中通り線）の計画によりグラウンドが将来的に分断されること、また、グラウンドの一部を借地していることなどから効果的な整備が必要となっている。

本業務は、地域の現状や住民・学校など関係者の意見、都市計画道路の事業計画等を踏まえ、今後、当該グラウンドの利用形態をステージごとに整理し、維持管理や整備に資する基本計画を策定することを目的としている。

(2) 業務名：沖縄市立室川小学校屋外運動場整備基本計画策定業務委託

(3) 業務内容：別紙特記仕様書案参照

(4) 業務期間：契約締結日の翌日～平成30年2月28日（水）まで

2. 業務に要する費用

本業務に関する上限額：10,951,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、参考見積書の金額が、設定された上限額を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

(1) 沖縄市内に本社を有していること。

(2) 沖縄市の平成29・30年度建設工事等入札参加資格者名簿において、「測量」登録されていること。

(3) 沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領による入札参加停止、及び他の行政機関から指名停止の処分を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(5) 各種法人税を滞納していないこと。

4. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：平成29年6月20日（火）12時まで

※本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成・提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限る。

(2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、メールにて提出すること。

※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日：平成29年6月22日（木）

(4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数 原本1部、副本7部
 - ①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）
 - ②会社概要（様式3）
 - ③業務実績調書（様式4）
 - ④担当技術者調書（様式5）
 - ⑤技術責任者の経歴及び実績等調書（様式6）
- (2) 企画提案書 原本1部、副本7部
 - ①企画提案書（任意様式）
 - ②業務スケジュール（任意様式）
- (3) 参考見積書（任意様式） 原本1部、副本7部
- (4) その他証明書类等 原本1部、副本7部
 - ① 各種法人税を滞納していないことが証明できる書類（直近のもの）
 - ② 自己資本比率を証明できる書類（直近のもの）
 - ③ 賠償責任保険に加入していることを証明できる書類（保険金額を明らかにすること）
 - ④ 会社のパンフレット等があれば添付
- (5) 作成要領 別紙「企画提案書等作成要領例」参照
- (6) 提出期限等
 - ①提出期限：平成29年7月4日（火）12時まで（必着）
 - ②提出場所：沖縄市 教育部 施設課
 - ③提出方法：持参によること

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

- (1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、7.（1）及び（2）で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：平成29年7月4日（火）予定
- (2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのヒアリング等を実施し、下の（3）③で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定します。

実施日：平成29年7月11日（火）予定

※プレゼンテーション15分程度、質疑応答10分程度
- (3) 審査結果の通知
 - ①第1次審査
審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒア

リングを実施する旨を、FAX で通知します。

通知：平成 29 年 7 月 4 日（火） 予定

②第 2 次審査

審査結果を文書により通知します。

通知：平成 29 年 7 月 12 日（水） 予定

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 第 1 次審査 企業実績・技術者実績等 30 点満点

(2) 第 2 次審査 ヒアリング等の内容 70 点満点

※なお、プロポーザル参加者が 1 社のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。

8. 日程

公示	平成 29 年 6 月 14 日（水）
質問受付〆切	平成 29 年 6 月 20 日（火） 12 時まで
質問回答	平成 29 年 6 月 22 日（木）
企画提案書等受付〆切	平成 29 年 7 月 4 日（火） 12 時まで
第 1 次審査	平成 29 年 7 月 4 日（火） 予定
第 1 次審査結果通知	平成 29 年 7 月 4 日（火） 予定
第 2 次審査	平成 29 年 7 月 11 日（火） 予定
結果通知	平成 29 年 7 月 12 日（水） 予定
契約締結	平成 29 年 7 月下旬 予定
業務開始	平成 29 年 7 月下旬 予定

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、設定された本業務に関する上限額を超過したもの

10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

1 1. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 2. 本プロポーザルに関する質問先・提出先

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

沖縄市 教育部 施設課（市役所 7 階）

TEL : 098-939-1212（内線 2764）担当：兼城

FAX : 098-934-3849 ※FAX 送信の宛名は、施設課宛てでお願いします。

Mail : b87sisetu01@city.okinawa.okinawa.jp